赤穂市環境審議会会議録

令和元年7月19日開催

赤穂市環境審議会次第

1 日 時 令和元年7月19日(金) 午後1時30分

2 場 所 市役所 6 階大会議室

3 出席者

学識経験者中村隆彦、赤井高之、中村隆紀、萬代新一郎

市議会議員 田渕和彦、山田昌弘、前川弘文、家入時治

市民組織の代表者 沖知道、中村文代

産業界の代表者・サ田祐三、谷山甫、平田一典、清末周一、山本真一

公募市民本窪田聖子、塩江千津

関係行政の職員 八木下徹、中島達也、吉村陽

市関係職員藤本大祐

事務局 (市民部長) 高見博之

(環境課長) 古谷周 (環境係長) 木村淳宏

(環境係) 中濱祐介、和田祥平

4 会議次第

- (1) あいさつ
- (2) 新委員紹介
- (3) 報告事項
 - ・「赤穂の環境」の概要(速報)について
- (4) その他

事務局

失礼いたします。定刻になりましたので赤穂市環境審議会を開催させていただきます。本日はお足元の悪い中、大変お忙しいところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。開会にあたりまして、萬代会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さんこんにちは。梅雨もあと何日かであがるようなんですけれども、非常に 鬱陶しい天気で、今日は平日の、しかも日中という時間に環境審議会にご出席い ただきまして、本当にありがとうございます。内外に嫌な事件、嫌な事故が起き ておるようですけども、今日の審議会は十分なご意見をいただきたいと思いま すのでよろしくお願いいたします。

事務局

どうもありがとうございました。

本日の委員の方々の出席状況でございますが、添付しております資料をご覧下さい。資料1になってございます。本日の会議につきましては笹倉委員、柿本委員、藤井委員、横山委員よりご欠席のご連絡をいただいております。なお、本日ご連絡をいただいてはおりませんが寺田委員、河本委員につきましてはまだご出席をいただいていないという状況であります。現在21名の出席で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、規則第6条第2項の規定により本会は成立いたしますのでご報告いたします。

また、事務局からは市民部長の高見、環境係長の木村、環境課の中濱、和田、私、環境課長の古谷が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第2の新委員の紹介をさせていただきます。関係行政機関の職員といたしまして、光都土木事務所長高谷委員に代わりまして、八木下委員でございます。光都農林振興事務所長芦田委員に代わりまして、中島委員でございます。西播磨県民局県民交流室環境参事清水委員に代わりまして、吉村委員でございます。市関係職員といたしまして、副市長児嶋委員に代わりまして藤本委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事進行につきましては、会長よりよろしくお願いいたします。

会 長

只今からは座って失礼いたします。本審議会は、審議会規則の第6条第5項の規定によりまして、原則公開となっております。本日の傍聴希望者は、1名になっております。本審議会を公開してよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がありました。意義がないようですので、本審議会は公開といたします。それでは、傍聴の方、どうぞお入りください。

それでは、傍聴希望者については色々と取り決めがございますので、それを守っていただいてよろしくお願いいたします。

次に規則第6条第4項の規定によりまして議事録署名委員を指名させていただきます。本窪田委員、よろしくお願いいたします。

それでは、第3の報告事項「赤穂の環境」の概要の速報について、事務局の 説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。それでは、令和元年度版「赤穂の環境」の概要の速報につきまして、お手元の資料2に沿いまして、ご説明させていただきます。座って失礼いたします。

令和元年度版「赤穂の環境」につきましては平成30年4月から平成31年3月の平成30年度の結果を掲載させていただきます。現在、編集・集計の作業中でありますので、速報というかたちでご報告させていただきます。データを集計いたしまして、冊子としてまとめましたら、後日委員の方々には配布させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

まず、大気の状況についてでございます。赤穂市におきましては一般大気監視局といたしまして市内8カ所に監視局を設置いたしまして、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の連続測定を行っております。こちらの8監視局のうち市役所局におきましては、兵庫県が設置している監視局となっております。市役所局のデータにつきましては、まだ兵庫県様よりデータの提供をいただいておりませんので、今回ご報告させていただきますのは、市が設置している7監視局のデータをご紹介させていただきます。

まず、二酸化硫黄についてでございます。平成30年度におきましては、市役所局以外の市内7監視局の平均値が0.003でございました。近年ほぼ同様の値で推移しておりまして、環境基準の10分の1以下の数値となっております。

続きまして浮遊粒子状物質についてでございます。市内平均は0.015となっており、グラフからも見ていただけますとおり、ここ数年は大きな変動はございません。また、環境基準との比較におきましても、適合率も100%となっております。

続きまして二酸化窒素についてでございます。二酸化窒素の市内平均は0.008となっており、こちらもほぼ横ばいの状況で推移しております。環境基準との比較においても100%の達成率となっております。

続きまして光化学オキシダントについてでございます。赤穂市におきましては 市役所と有年監視局においてオキシダント濃度の測定を行っております。年間平 均値といたしましては0.029という数値となっておりました。平成30年度 におきましては8月5日に光化学スモッグ注意報が発令されました。また、今年 度、令和元年度におきましても、現在のところ、5月24日から26日にかけま して光化学スモッグ注意報等が発令されております。引き続き今年度も監視期間 中でございますので、兵庫県と連携しながら注意喚起等に努めてまいりたいと思 っております。

続きまして降下ばいじんについてでございます。赤穂市におきましては10カ 所でデポジットゲージ法により測定しております。この降下ばいじんにつきましては環境基準はございませんが、市において環境目標値を設定しておりまして、 月間値の平均値が5 t という数値になっております。それに対しまして、平成3 0年度の結果は年平均値で1.98となっており、ほぼ2前後で推移している状況でございます。

続きまして微小粒子状物質についてでございます。微小粒子状物質 PM 2.5 につきましては、環境基準が設定されておりまして、1年平均値が 1 ㎡当たり 1 5 μ g以下、かつ、1日平均が 1 ㎡当たり 3 5 μ g以下という値になっております。 平成 3 0 年度の 1 時間値の年間平均値といたしましては 1 ㎡当たり 1 0.1 μ gという数値となっております。こちらが平成 3 0 年 4 月から平成 3 1 年の 3 月までの月間の数値となっております。いずれの月も 3 5 μ g以下となっておりました。また、PM 2.5 につきましては、濃度の上昇に伴いまして注意喚起情報が発令される場合がございますが、赤穂市が属します播磨西部地域につきましては、平成 2 5 年に測定を開始して以降、注意喚起情報の発信はございません。

続きまして資料2の方では裏面になりますが、水質の状況についてでございます。赤穂市内におきましては一般項目につきまして、河川13地点で年4回、海域11地点で年4回の調査を行っております。また、年1回河川、海域につきましてより詳しい調査と重金属等の分析も行っております。

河川の調査地点でございますが、地図に示しておりますとおり千種川で5地点、長谷川で1地点、加里屋川2地点、新川1地点、大津川2地点、塩屋川1地点、矢野川1地点の計13地点でございます。

こちらの表の方が、年間の河川の水質結果でございます。千種川におけます環境基準の適合率としましては、水素イオン濃度 p H 、生物化学的酸素要求量 B O D、浮遊物質量 S S、溶存酸素量 D O が 1 0 0 %の適合率、大腸菌群数につきましては 6 5 %でございました。前年度と比較いたしますと B O D と大腸菌群数の適合率が上がっている状況となっておりました。千種川以外の河川につきましては、環境目標値の適合率の総合評価といたしまして、水素イオン濃度、溶存酸素量が 1 0 0 %、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量が 9 6 %、化学的酸素要求量が 8 2 %、大腸菌群数 6 8 %という状況でございました。また、この表では加里屋川の B O D や S S が他の河川に比べまして若干高い値となっておりますが、こちらにつきましては下流の城南橋地点で橋梁の改修工事が行われておりまして、その影響で数値が高くなっているものでございます。

こちらが環境基準が設定されております千種川の水質についての旧坂越橋地 点での経年変化でございます。全体的に安定した状態で推移しておりますが、赤 い線の浮遊物質量SSにつきましては、近年河川改修工事等の影響により変動が ある状態でございます。

こちらが千種川における水質精密調査の結果でございます。千種川につきましては、pHやSSなどの一般項目以外に重金属類や有機塩素系物質、農薬等につきまして年1回、有年橋と高雄橋下流地点で調査を行っております。健康項目と呼ばれる27項目につきまして、全て環境基準に適合しております。ダイオキシン類についても調査いたしておりますが、環境基準1に対しまして有年橋で0. 028、高雄橋で0. 024となっておりました。

続きまして海域の水質調査についてでございます。海域につきましては、こちらの11地点で年4回調査を行っており、このうち4地点で年1回水質の詳しい調査を行っております。

こちらが各地点の平均値の経年変化でございますが、化学的酸素要求量でございますCODが2.4という数値でございました。環境基準につきましては、CODは2という数値が設定されておりまして、それを若干上回っている状況でございましたが、全体としましてはグラフにありますように過去10年くらい2を少し上回る状態で推移している状況でございます。

最後に海域の水質精密調査についてでございます。年1回行っております重金 属等の健康項目において、すべて環境基準を満たしている状況でございました。 以上で、令和元年度版赤穂の環境の概要に関する説明とさせていただきます。 ありがとう。只今、事務局から環境の概要について説明がありました。もし 質問やご意見がありましたら、只今からお受けしたいと思います。

以前、有年公民館とこの庁舎で放射性物質の測定をしていたと思うんですけ ど、それが今回出てないというのはどういうことなんでしょうか。

はい、事務局どうですか。

失礼します。放射性物質の測定につきましては、以前有年公民館と市役所のほうで行っておりましたが、現在市役所の庁舎の方では放射性物質の測定を継続しておりまして、有年公民館の方では測定を開始して以降ずっと安定した状態で、市役所の方もずっと安定した状況で推移しておりましたので、現在市役所の方で測定した結果を集計している状況になっております。赤穂の環境の冊子の方で、まとまりましたら配布させていただきますが、そちらには測定の状況についてご報告させていただく予定となっております。

よろしいか。他にございませんか。

降下ばいじんの測定の平均値が1.98tで、基準が5tでしたかね、環境基準かな。この環境基準について、あまりにも差があるんで説明をお願いします。

まず、この5 t という数値は環境目標値という形で設定しております。環境目標値の5 t につきましては、月間値の平均をした数値になっておりまして、もう一つ月間値だけで、何月の数値という分で、10 t 以下になるように数値を見ている状況になっております。全ての地点の月間値を平均したところ1.98となっておりまして、目標値の5 t を下回っておりまして、非常に良好な状況であると理解しております。

月平均は1.98ですけれども、その月によっては5tを超える数値が出ているところもあるんでしょうか。

平成30年度の結果につきましては、5 tを超えた地点が2カ所ですね、平成30年の7月に2地点で5 tを超えている状況です。具体的に申し上げますと6.87 tというのが最高の数値となっておりまして、7月というのは皆さんご存じの通り、7月の頭に西日本豪雨があって、非常に降水量が多いタイミングでして、降下ばいじんの計測をするのに、雨水をためてその中に含まれているちり

会 長

委 員

会 長 事務局

会 長 員

事務局

委員

事務局

を計測するんですけれども、非常に降雨量が多かったので、たくさんいろんなも のが含まれていた状況になるんではないかと考えております。

委 員

わかりました。今の説明から行くと目標値 5 t というのが高すぎて、平均すれば 1.98 t ということであれば目標値を下げるとか、先ほどの特別な状態ですよね、6.87 t というのは。そういう点で行くと目標値をもう少し下げるとか、そういったことで色々努力をしていただく考えはできないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局

環境目標値は、いろんな水質ですとか大気の関係でお話をさせていただいた 環境基準というものとは少し異なってまして、特に法律並びに関係法令で基準が 特にあるものではなく、いろんな市域の状況ですとか、市域の工場なり、市域の 状況に応じた、市独自の目標値という形で設定をさせていただいているという背 景がございます。その中でこの数字を決めるに当たって、いろんな市域の今申し 上げた状況、工場の状況、いろんな道路の配置状況というものを含めて設定をし ているところなんですが、ご指摘のとおり目標値に対して低い状態がここ数年続 いているのは環境課としても把握はしている状況でございます。ただ環境目標値 を下げるとなりますと、いろんな測定データですとか地域背景というものを積み 上げた上で決めていく必要があるかと思いますので、そこら辺のデータ収集につ いては引き続き環境課の方でとりまとめまして、環境目標値の設定がどうかとい うことについては、引き続き研究はしていきたいと考えてございます。

会 長 員

よろしいか、他にございませんか。

先ほどの光化学オキシダントのところですけれども、光化学スモッグ注意報が平成30年8月5日に1回だけですけれども、その前は平成27年度に予報注意報が1回ということでして、先ほどの説明では今年は5月24日から26日の3日間出ているということですけれども、要因、どういったときに光化学スモッグ注意報となるのか、その環境の影響、環境がどういう状態になったときにこれが出るのかについてお尋ねします。

事務局

まず、一般的に非常に光化学オキシダントが高濃度になって、光化学スモッグ注意報が発令されるような状況と言いますのは、雲がなく晴れ渡った状況で、さらに風が少なく空気が滞留しやすい状況になったときに、そこに含まれている炭化水素、窒素酸化物等が光に反応して光化学オキシダントが発生して、それが光化学スモッグにつながるという形になります。この8月5日の際も今年もなんですが、非常に記録的な猛暑となっているような状況が考えられます。特に今年は3日間連続で発令があるんですけれども、この時というのは記憶にある方もいらっしゃると思うんですが、5月にして北海道で30℃を記録するような気圧配置となっているような状況でした。このような記録的に気温が高くなるような気圧配置となっているような状況でした。このような記録的に気温が高くなるような気圧配置だったり、気象条件であるときに高濃度になって、光化学スモッグ注意報が発令されるような状況にあるかと思います。また、一方で基本的にはこちらの光化学オキシダントが窒素酸化物等が原因となるので、工場の排ガスや車の排ガスというものが一次的な原因と言われてるんですけども、近年の発令の関係につき

ましては、いわゆる大陸由来の物質が関係しているのではないかと言われております。こちらにつきましては、国レベルで研究を進めているような状況ではございますが、そういった日本の各地点から出る物質だけではなく、地球規模で見たような時に飛来してくる物質もこういった現象に影響しているんではないかということで、現在研究を進めているところでございます。

委 員

大陸由来の物質に関して市としてどうしようもないのかもしれませんけれど も、赤穂市内の排ガスにおいては何の変化もなく、それが要因となることはない ということでしょうか。

事務局

昨年の8月5日は休日でした。今年度につきましては金、土、日という形だったんですけれども、土日となりますと、工場の稼働は基本的に低い状況となっておりまして、発令された際には大規模な排ガスを排出している工場からは報告書をいただくようになっておりますが、その報告書を見ましても、基本的に工場の稼働で普段と違うような稼働をしているというような状況は見受けられませんでした。

会 長

よろしいか、他にございませんか。

先ほどの委員の質問とかぶってお尋ねしますけれども、降下ばいじんが雨量と比例するような報告なんですけれども、それから言うともう少し基準値を下げてもいいのかなと思います。もう一つ、この降下ばいじんによる人体への影響、生活環境への影響というのがどのくらいで影響が出るのかということと、そういう報告、苦情等が市内から出てるか出てないかお聞きしたいんですけども。

事務局

健康への影響というような話なんですけれども、そちらにつきましてはどれくらいの数値で人体に影響があるとかいう知見は、現在のところございません。どれくらいの数値で人に影響があるか、生活に影響があるかははっきりしたことは申し上げられないんですけども、もう一つの苦情等の話ですね、こちらに関しましては、降下ばいじんが多いとき少ないときという視点とは少し外れるかもしれないですが、家の壁だとかにちりのようなものが付着して、工場等の影響ではないかというお問い合わせのような話はいただくことがございます。その際には、状況等お聞かせいただいて、工場等の影響であると判断されるようなときには原因の工場に立入等を行いまして、状況を確認しまして指導を行っている状況でございます。

委員

苦情がある地域というのはどういう地域なのかということと、大体同じようなところで起こるのかということを教えてください。

事務局

苦情につきましては、比較的広範囲と言いますか、沿岸地域と言いますか、工場が立地している地域に近い方々からいただくことが多いです。

委員

分かりました、ちょっと想像していた所と違うような感じでしたが、ありがと うございました。

会 長

はいどうぞ。

委 員

光化学オキシダントの関係で、去年1回、今年は3日ほど出てますけれども、 出たときの対応というのがどういう対応をされてますか。一般的には排ガスの問 題もありますので、工場の製造を抑えてもらうというような対応があると思うんですけれども、どういう対応をされておるのでしょうか。

事務局

こちらの光化学スモッグ注意報に関しましては、兵庫県から発令されるものになっております。兵庫県の方から発令の連絡がございましたときには、市としましては注意喚起ということで、防災無線や防災メール、ホームページ等で注意喚起を行っております。また、兵庫県の方から先ほど申し上げましたような排ガスをたくさん出すような工場につきましては、4月の時点で発令された際に窒素酸化物や燃料を削減しますという計画を事前に出していただくような体制をとっております。その計画に基づきまして削減を行うように兵庫県の方から通知が行きまして、工場の方はそれに基づいて削減の対応をとるという形になっております。

会 長

他にございませんか。

他にご意見、質問も無いようですので、それでは次第4のその他の所に入ります。事務局、何かございましたらどうぞ。

失礼いたします。私の方からは産業廃棄物最終処分場に関しまして、ご報告を 申し上げたいと思います。座って失礼をいたします。

市内におきまして産業廃棄物最終処分場の計画でありますとか、処分場の稼働等がございまして、その関連につきまして3点ほどご報告をさせていただきます。

まず1点目なんですが、高野地区におきます産業廃棄物最終処分場、こちらは 安定型最終処分場ですが、こちらの方の現状についてご報告させていただきま す。高野地区の安定型産業廃棄物最終処分場につきましては、事業主がリングユ ニオンからクリーン赤穂へ事業譲渡されまして、事前の連絡無しに今年1月7日 に処分場への廃棄物の搬入が開始されております。それを受けまして、今年2月 6日に県と合同で現地立ち入りを行いまして、現場にて搬入の状況を確認しまし て、事業者に対して、環境保全協定の履行の徹底を求めているところでございま す。処分場に廃棄物の搬入が開始されて以降、毎月月末に事業者から搬入実績並 びに水質調査結果の報告を受けているという状況でございます。また、市の環境 課といたしましても、搬入開始されて以降、環境保全協定に基づきまして、処分 場に立入をしまして、水質の調査を実施いたしております。事業者と市が締結を しております環境保全協定の内容につきましては、平成28年2月10日開催の 環境審議会におきまして、協定内容をご説明したところですが、この際に、廃棄 物を搬入する際の展開検査状況の確認につきましては、搬入時に展開検査を行 い、展開検査状況を搬入の都度、写真撮影し記録を行うこと、そして、前月の展 開検査状況の記録を翌月末までに市に報告すること、との説明をいたしておりま すが、環境保全協定書の本文においては、展開検査状況の記録については、市は 確認し、必要に応じて記録の提出を求めることができるものとするとしておりま す。市といたしましては、事業者が行う展開検査状況の記録については、市がい つでも確認できるようにとの趣旨から、協定本文では必要に応じて提出を求める

事務局

としておりますが、現在事業者の方に事業者が実施しました水質調査の結果、そして処分場に搬入した廃棄物の種類と量、並びに展開検査の状況の写真を毎月提出するよう申し伝えておりまして、事業者よりこれらの資料が提出されているという状況であります。現在、市では、事業者からの毎月提出されております資料の確認とともに、随時処分場への立入を行いまして水質調査を実施しているという状況であります。また、平成27年度より処分場の水が直接流れ込みます中ノ谷川の水質調査を継続して行っておりまして、引き続き、これらの調査等によりまして周辺環境への影響の監視を行っているという状況でございます。

続きまして福浦地区におけます最終処分場計画についてでございます。現在、 事業者は自社のホームページ等により自主的な事業説明会におきまして、搬入する廃棄物の品目を減少する等の計画を示しておりますが、現在の事務手続きの流れとしましては、県紛争予防条例の手続きの途中でありまして、現時点では進展はございません。

最後に西有年地区におけます処分場計画についてでございます。事業者から県の方に、紛争予防条例の手続きに入る前段の事業計画事前協議書が昨年提出されまして、県により補正等の指導が行われておると聞いております。その後、事業計画事前協議書の内容が整い次第、赤穂市並びに関係します上郡町に意見照会が来ることとなっております。この意見照会につきましては、まもなく県から届くものと思われまして、今後市として回答をすることとなっております。私の方からは以上でございます。

只今の説明について、ご意見とか質問があればお受けします。

先ほどの西有年の産廃の件でお聞きしますけども、事前協議の前段階の中で 現地を確認しますと、里道等の中にモノレールが設置されておったりとか、それ から協定にないようなことを協定、協議しているというようなことがあるとか、 いろいろ確認しておる訳なんですけれども、そういうことは私分かりませんけれ ども、ちゃんとしないうちに業者が事業を進めるということは可能なのか、ちょ っとお聞きしたいんですけれども。

今お話しいただきました1点目のモノレールの件につきましては、それがいわゆる法的にどういう形で係ってくるのか、関係法令に基づき届出が必要なものがあるのかどうかというのは、関係する法令の中で色々指導が入ってこようかと思います。2点目の協定、協議書の中にそういうことが進まない中で事業が行われてるんじゃないかということにつきましては、出しておられる事業所の事業計画書の中身の内容が現状と齟齬があるんであれば、そこら辺の内容については当然訂正の指導があろうかという風には考えてございます。

地元としましては、業者の適正な対応というのがあって初めてこういうことに関しては信頼関係が結ばれると解釈しておる訳なんですけれども、その中で業者が進んでやってしまうということがどうしても不信感を持ってしまうということがありますので、しっかりと注意してやっていただきたいと思いますけれども。

会 長 委 員

事務局

委員

それからもう一点、産廃のことに関して、私の方がよく分からないものですからお聞きしますけれども、住友セメントありますわね、産廃の処理が。住友に産廃処理を運送する車の通るルートというのは決められているんでしょうか。一点それをまずお聞きしたいんですけれども。

事務局

住友大阪セメントさんが産業廃棄物の処分業としてやられている分の搬入に 関しては、特に市の中で事業所さんとの取り決めというのはございません。事業 所さんの中でいろんなルートがあろうかと思うんですが、何かその中で市の方と 取り決めをしているというのは特にございません。

委 員

ということは、搬入に関しては決まった市の中の道を通して現場に入るということは、それはないということなんですね。

会 長

事務局どうぞ。

事務局

そのルートに関して、市の方と事業所さんと取り決めをさせていただいてる ものは特にはございません。

委 員

わかりました。ありがとうございます。

委 員

今の点で言いますと、住友さんに運び込むための運搬車両はどういうもので という、飛散しないようなものに限るとかいった、そういう取り決めはあると思 うんですけど。

事務局

搬入に当たって飛散の防止の対策であるとか、そういう車両を使うということは、当然搬入に当たっての取り決めと言いますかそういうものはありますが、どのルートを通ってとかまでは、環境課の方で事業所さんにお願いしているとか、そういう形のものは特にないということです。

委 員

私が聞いたのは、市民の方から車がいろんな所を通っているやないかということで、それはおかしんちゃうかという話があったけど、そういうことはないということなんですね。

事務局

これも定かではない中での話なんですが、地元との搬入ルートの調整ですとか、ご相談の中でそういうことがあるかもしれないですが、環境課の方に何かをいただく書類等の中でこのルートをという形でのお話というのは、特に取り決めたものは無いという形でお答えさせてもらいました。

会 長

はい、ありがとうございました。他にございませんか。はい、どうぞ。

赤穂の環境で説明していただいたいろんな測定地点なんですけども、西有年の産廃の計画地を考えますと、有年の測定地というのをもう一つ西有年の産廃の計画地の場所の近くに設置する必要があるんじゃないかというのが一つと、それから河川の地点でもできるだけ赤穂市内での最上流地域、赤穂に入ってきたすぐ、上郡部分は上郡の域なんでしょうけど、そういった最上流での測定が必要になるんではないかというふうに思います。また、雨量計についても千年に一度の雨が降ったときの対応とか言われてますけれども、これについても西有年の産廃の計画地の近くに設置するべきではないかと思っております。もう一つは、産業廃棄物の処分場に関する専門家チームというのは、兵庫県の方にそういうチームを依頼するのか、赤穂市として専門家チームを設置するような考えがあるのかお伺い

したいと思います。

事務局

今ご指摘いただきました西有年地区における監視局等の設置に関しましては、 今常設しております有年地区の監視局というのが、かなり長い時間かけてデータ をとっているという部分もございますので、それをすぐどうするかというのは難 しい問題があろうかと思いますが、そういう処分場に向けてデータをとっていく ことは確かに必要な部分もあろうかと思いますが、常設の測定機を置くのかどう かということとは別に、そういったデータをとるということについては十分なデータ蓄積という意味で意義があることではないかと考えておりますので、十分研究はしてみたいと考えております。それから、もう一点のいわゆる専門家のチームというお話についてですが、市の方といたしましては兵庫県さんの方が設置を されている会議とは別に市として専門家の方々に聞く場、それがどういう形になるか詳細定かではございませんが、市として独自に先生方々に聞けるような形を とれたらと考えております。

委 員

専門家チームについては市で立ち上げるか検討するということで、是非そうしていただきたいと思います。それから測定地点ですけど、早急にですね、判断していただいて、研究検討とか言ってる場合じゃないと思うんで、もう一地点西有年の方にもつけて、早くからデータをとっておくことが重要じゃないかと思いますけども、考え方をお伺いします。

事務局副会長

いただきましたご意見を含めまして研究はしてみたいと考えてございます。

一点だけお聞かせ願いたいんですけど、西有年の管理型最終処分場の件です。 今課長の方から条例の前段階である事業計画事前協議書に係る照会が県の方から近く来るという報告がありました。それで5月にも市長が記者会見されたと新聞で読んだんですけども、今回来る照会文書の内容と前回の照会の内容とどこが違うのか、簡単でいいですから教えていただければと思います。

事務局

前回4月24日に県民局さんの方から照会がございましたのは、今冒頭私の方からご報告させていただいた県の紛争予防条例に入る前の事前協議書が市のほうに送られてくるというのが控えているんですが、その前にどういった市の方で関係する法令があるのか、関係する所管法令手続きについての確認、それから業者による事業計画の説明等の希望について、それからその他の意見というこの3点についてのご照会がございました。それについてお答えした所なんですが、今回条例の手続きの前段階での事前協議書で照会が来るという内容につきましては、いわゆる事業計画の周知範囲ですとか生活環境保全上の措置、地域計画上の事情、並びに関係法令等の手続きというような内容になってございますので、5月24日に回答したもののいわゆる関係法令の部分というのが、今回先だってご照会があったというような状況でございます。

会 長

ありがとうございました。非常にデリケートな話題でございまして、今日のメインテーマではございません。ちょうどタイムリーな話なんでご報告させていただいた訳ですけども、事務局、その他ほかなかったですかね。またそういうことの議論を正式に皆さんにお願いするかもしれませんけど、今日は報告だけという

ことでさせていただきましたので、少々不満足な部分があろうかと思うんですけど、今日の審議会はこれで終わりたいと思います。

副会長

失礼いたします。本日は非常に蒸し暑い中、出席していただきまして本当にありがとうございます。例年のように事務局の方から赤穂の環境について、速報ではございますが報告がありました。ここ数年大きな変動はなく、ほぼ良好な環境が保たれていると安心をいたしております。これからも事業者、市民、行政が協力しながらこの環境を維持して行く必要があるのではないかと思っております。ただ、非常にいろんな方面で心配のあります西有年の管理型産業廃棄物最終処分場の手続きが進んでいるところであります。これまで以上に動きを注視して行く必要があると思います。今会長がおっしゃられましたように、どういう格好で意見をお聞きになるかまだ確定はいたしませんけれども、その節はまた皆さんの忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

(午後2時23分閉会)